



東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の代替住宅用地  
特例に係る固定資産税又は都市計画税の特例適用申告書

年 月 日

柏崎市長 様 丁

申告者の住所 \_\_\_\_\_

申告者の氏名 (名称) \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして家屋の敷地の用に供されていた土地に代わる土地を取得したので、地方税法附則第56条第10項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

なお、添付書類（戸籍謄本等）については、担当課に交付請求されることに同意します。

納税義務者	住 所												
	氏名又は名称	被災住宅用地の所有者との関係 ( )											
		個人番号又は法人番号											
代替住宅用地	所 在 地	柏崎市											
	地 番		地 目										
	地 積		m <sup>2</sup>	取得年月日									
他市町村への申告の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ( 年 月 日申告 市町村)											

被災住宅用地	所有者の住所												
	所有者の氏名又は名称												
	所 在 地												
	地 番		地 目										
	地 積		m <sup>2</sup>	取得年月日									
被災家屋	所有者の住所												
	所有者の氏名又は名称												
	所 在 地	(家屋番号: )											
	種 類		床面積	m <sup>2</sup>	共有持分								
	処 分 方 法	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日処分											

- 「代替住宅用地」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に代わる土地をいう。
- 「被災家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋をいう。
- 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

## ◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の代替住宅用地に係る固定資産税（都市計画税）の特例の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

### 1 特例対象者

- (1) 被災住宅用地の所有者（以下「従前土地所有者」という。）被災住宅用地が共有物の場合は、その持分を有する者も含む
- (2) 被災住宅用地の所有者に相続があったときにおけるその相続人等
- (3) 従前土地所有者の3親等内の親族で被災した土地の代わりに取得された土地（以下「代替土地」という。）の上に新築される家屋に従前土地所有者と同居する予定であると市長が認める者
- (4) 被災住宅用地の所有者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内住宅用地に係る事業を継承させたときにおけるその分割に係る法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人。

### 2 被災住宅用地要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地として使用していた土地で、当該家屋の解体撤去又は売却等の処分をしていることが必要です。なお、ここでいう「損壊」とは家屋が著しく損傷を受け、又は破損された状態を指し、窓ガラスや造作の部分的な破損・屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもの、など軽微なものは含みません。

### 3 特例対象土地要件

被災住宅用地の代わりとして取得した土地（当該住宅用地に代わるものであると市長が認めるものに限り、以下「代替住宅用地」という。）で、被災家屋を取り壊し又は売却等の処分をしていることが要件となります。

### 4 取得期間

平成23（2011）年3月11日から平成33（2021）年3月31日までの間に取得された土地。  
なお、被災家屋も上記の期間内に処分されていることが要件となります。

### 5 特例の内容

代替住宅用地のうち、固定資産税及び都市計画税の被災住宅用地相当分の面積に係る税額について、取得の翌年から3年間、1戸当たり200㎡までの部分は6分の1（都市計画税は3分の1）に、それ以外（家屋の床面積の10倍まで）は3分の1（都市計画税は3分の2）に相当する額を減額します。（家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地は除きます。）

## ◎ 添付書類

- 1 被災住宅用地及び代替土地の所有者の氏名及び住所、当該被災住宅用地及び代替土地の所在地を記載した書類並びに被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類 ⇒ 「り災（被災）証明書」
- 2 被災住宅用地を確認できる書類及び代替土地を代替住宅用地として使用する予定であることを約する書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」等
- 3 被災住宅用地の面積及び代替土地の面積を証する書類 ⇒ 「登記済通知書」等
- 4 代替住宅用地の所有者が、被災住宅用地の所有者の相続人 ⇒ 「戸籍謄本」（写）
- 5 従前土地所有者の3親等内の親族で代替土地の上に新築される家屋に従前土地所有者と同居する予定である者 ⇒ 「戸籍謄本」（写）「住民票」（写）「従前土地所有者と同居する予定であることを約する書類」
- 6 合併後存続する法人、合併により設立された法人であることを証する書類 ⇒ 「法人の登記簿謄本」（写）  
※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。  
※ 必要に応じて被災住宅用地の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。